

【参考】香美市べふ峡温泉等再生・運営事業 施設改修(修繕)スケジュール 案

○R9.10～設計委託業務 開始

概要	主体	令和8年度						令和9年度												令和10年度											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
(参考) 運営	市	募集要項配布					一次審査、二次公募		二次審査、候補者決定	協議・確認		指定・決定、条例改正	修正協議(あれば)		当初予算査定																
			現地説明会	現地説明会	現地説明会																										
	運営事業者					一次提案書提出	質疑回答				二次提案書提出						事前準備等									各種届出(保健所等)		+ α 工事			
設計監理	市												補正予算議決	入札・契約	施工内容に係る協議				当初予算議決	入札・契約											
	設計委託事業者													設計						監理				監理							
工事	市																			当初予算議決	入札・契約	起債協議									
	工事請負事業者																				施工				施工						

 : 必要に応じて発生

想定される市が行う改修内容

- ・建物の劣化改修(木製ロッカーの劣化、バンガローテラスの木材腐食など)

・照明のLED化

・給水管、給泉管の漏水対策

・本館・駐車場トイレの便器改修

・各種事業者指摘事項の対応:浄化槽の消泡ポンプ修繕(点検事業者指摘)、大浴場の施設改修(県中央東福祉保健所指摘)、受変電設備修繕(点検事業者指)

・その他事前点検のうえ、修繕を要すると判断される箇所について修繕

※留意事項

- 当該スケジュールは今後の工事発注に向けたスケジュール案になります。予算、入札、設計や工事の現地施行等の過程において前後する可能性があります。
- 各種施設の修繕改修工事において、工事が運営開始に向けた期日までに完了しない可能性があります。その場合は完了部分のみ、一度部分引き渡しを行います。
- 指定管理の決定を受け、修繕の必要がなく、運営可能な方法の提案があれば、運営自体は可能です。ただし、温泉は営業許可に対して修繕が必要なため、それ以外での使用に限ります。
- 市の工事の完了予定である令和10年度10月以前でも、市が行う改修箇所以外の場所については、運営事業者による工事は協議のうえ、可能です。